

知名町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 1 月
知名町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

本県においては、平成31年4月から3年間、「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、鹿児島県教育委員会、市町村教育委員会が、「在校等時間の上限に関する方針」を規則等において制定し、それに基づいた取組を行ってきました。

令和7年6月の給特法等の改正を受けて全面改正された指針では、サービスを監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法などの関係法令に基づき、教育職員の勤務時間管理や健康管理を徹底し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を進めることが求められています。また、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう、安全配慮義務を十分に果たすことが明記されています。

知名町の全ての子供たちが、未来を生き抜く必要な力を身に付け、その将来に大きく羽ばたくことができるよう、教育の役割は一層重要となっています。子供たちを最前線で支える教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていけるような環境整備が求められています。学校における働き方改革を通して、本町の学校教育が更に充実するとともに、教育職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現ができるよう、本計画に基づく取組を進めてまいります。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年3月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する指針として、県教委から示された「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」(以下「規則」という。)を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできたところです。

具体的には、部活動休養日の設定や教員業務支援員の配置等のほか、管理職研修会において参加者による研究協議を実施する等、業務改善を含めた管理職のマネジメント能力の向上も図ってきました。

その成果として、各学校では、会議の効率化、行事や業務の精選等、退庁時刻を意識した取組が見られました。その一方、いまだ時間外の在校等時間が月45時間を超える教職員が一定数存在していることから、課題に応じた更なる取組が必要であると考えています。

本県や本町における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

鹿児島県	月45時間を上回る割合		月80時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	21.4%	31.9%	38.0%	51.8%
下半期	18.4%	26.1%		

知名町	月45時間を上回る割合		月80時間を上回る割合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
上半期	27.0%	32.7%	2.7%	5.2%
下半期	17.6%	42.9%		

鹿児島県全体としては月45時間を上回る教職員の割合は、小学校で約2割、中学校で約3割となっており、依然として45時間を超える教職員が一定数存在しています。さらに、月80時間を上回る教職員の割合については、小学校で4割弱、中学校では半数以上に上ることが分かっています。

知名町としては、月45時間を上回る教職員の割合は、県よりもやや上回っています。月80時間を上回る教職員の割合は、県よりも大幅に少なくなっていますが、一定数存在しています。校種や職種によっても状況に差が見られることから、課題に応じた一層の取組が必要であると考えられます。

教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立して、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて、本計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にします。
- ・ 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。
- ・ 教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。

【令和6年度13.7日】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させます。

【令和7年度6.5%】

- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とします。

【令和7年度90】

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進します。
- ・ 学校運営協議会や地域PTAなどを通じて、地域住民や保護者による通学路の見守り活動を推進します。
- ・ 警察官OB等のスクールガードリーダーを配置し、各校区の見守り活動を行います。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行う見回り等に委ねることとし、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和8年度予算を目処に公会計化を実現するように努めます。
- ・ PTA会費等の学校徴収金について、銀行口座振替等を促進します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとします。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとします。
- ・ 当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとします。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。
- ・ 勤務時間外は留守番電話を設定し、教職員による対応は原則行わないこととします。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
- ・ 教員業務支援員等を配置し、調査回答の入力・集約の負担を軽減します。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 拠点校にICT支援員を配置し、教職員の負担を軽減します。

(ウ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、会計年度任用職員も含めた組織体として取り組むことで負担軽減を促進します。

(エ) 校内清掃

- ・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、会計年度任用職員も含めた学校職員の輪番等による負担軽減を促進します。

(オ) 部活動

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこととします。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応、授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備

- ・ 給食の時間における対応や授業準備、学習評価や成績処理を補助する教員業務支援員や会計年度任用職員を全ての学校に配置します。
- ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 学校行事の準備・運営

- ・ 関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進します。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 教育委員会において、学校が子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
- ・ 特別支援教育支援員等の学校への派遣を充実させます。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を促進します。
- ・ 各学校において、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、鹿児島県業務改善実践校モデル事業に基づいた校内研修を実施します。
- ・ デジタル技術の活用により校内・教職員間の事務・連絡業務や保護者対応業務等の校務を効率化します。「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」で取組の進んでいない項目を把握し、改善を促進します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を勧奨します。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を教育委員会事務局指導主事とします。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 学校における定時退庁日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行います。
- ・ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分ごととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会や総合教育会議において報告することとします。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については出退勤管理システムや各種報告物で把握し、その他の目標についてはストレスチェック等の調査結果から把握します。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実するなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、学校運営協議会、保護者や各自治会等に対して本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。